



寒川町立小・中学校適正化等基本方針 (素案)

令和4年2月
寒川町教育委員会

目 次

はじめに

1	学校適正化等検討の背景	1
2	寒川町立学校の現状と予測	
(1)	児童生徒数の推移と今後の見込み	3
(2)	学校規模の状況	4
(3)	学校教育施設の使用目標年数	4
3	寒川町がめざす教育	
(1)	本町教育の基本理念	6
(2)	めざす子ども像（さむかわっ子）	7
4	基本方針を策定する目的	8

基本方針

1	基本理念	9
2	適正な学校規模	
(1)	基本的な考え方	9
(2)	町民・保護者・教職員対象アンケートからの主な意見	11
(3)	検討委員会からの主な意見	11
(4)	寒川町がめざす学校規模	11
3	学校の適正化等を進めるに当たっての留意事項	
(1)	学校の新たな「かたち」づくり	11
(2)	適正な配置バランス	14
(3)	通学時の安全等	15
(4)	校舎の安全等	16
(5)	児童生徒への配慮	17
(6)	地域への配慮	17
4	学校再編計画の策定	17

資料編

はじめに

I 学校適正化等検討の背景

(1) 寒川町の公共施設再編に関する経緯

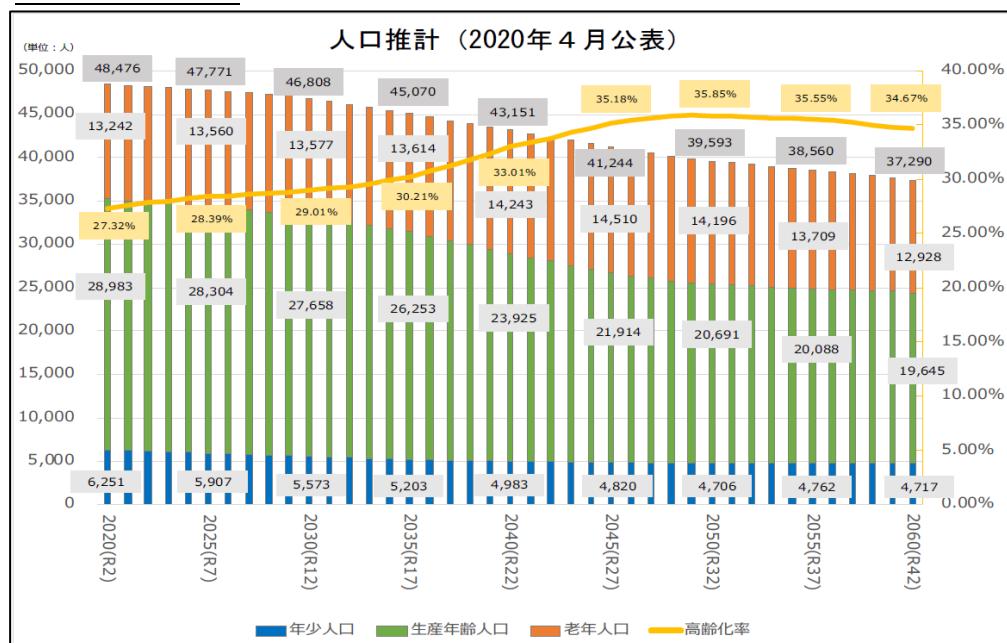
近年、人口減少や少子化を背景に、小・中学校において児童生徒数や学級数が減少する学校の小規模化が進行しています。このような状況を踏まえ、国から学校の適正規模・適正配置についての考え方^{※1}が示される中、これからの中の本町の人口構成を見ても、少子高齢化及び学校の小規模化が進むことが予想でき、学習環境の基盤となる学校の適正規模・配置等を考え、教育環境を整備していくことは重要な課題となっています。

また、2016年に「寒川町公共施設等白書」を作成し、公共施設の現状や今後の人団推計、施設の更新に要する費用等を明らかにし、さらに、2017年には、40年後を見据えた公共施設等の在り方の基本方針を定めた「寒川町公共施設等総合管理計画」が、2021年に「寒川町公共施設再編計画」が策定されました。

こうした中で、本町が所有、管理する小・中学校や公民館等の公共施設や、庁舎等の公用施設の多くは、昭和40年代後半から昭和50年代にかけての「人口増加期」にその多くが整備されました。公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、今後、多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に到来します。

一方で、本町の人口は今後40年間で1万人以上減少し、とくに15歳から64歳のいわゆる「働き世代」の方々が約1万人減少することによる「町税収入の減収」とともに、高齢化率が約24%（2015年時点）から約35%（2060年時点）へ上昇することで、医療や介護、福祉などの経費である「社会保障費の増加」も予測されています。

町内人口推計結果 *「寒川町総合計画2040 序論」より抜粋



※1 市町村が児童生徒の学習環境を検討する際の指針として示されたもの

文部科学省（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 平成27年1月策定）

こうした「町税収入の減少と社会保障費の増加」により、町の財政はさらに厳しくなると予測されており、町税減収と少子化の進展を念頭に公共施設の統廃合・複合化を進めることとされました。また、本町保有の公共施設のうち、約6割を学校教育施設が占め、建替えや長寿命化に多額の費用を要することから、少子高齢・人口減少社会に見合った公共施設配置に向けて、学校教育施設の再編や公共施設の統合・複合化、既存建物の長寿命化などにより、財政負担の軽減を図ることとされました。そして、具体的な再編手法については、2021年度以降に検討組織を設置し、ソフト面（＝教育面）、ハード面（＝物理面）、財源面等を踏まえ、おおよそ2年程度の間に結論を出すこととなっています。

（2）学校適正化等に関する考え方について

小・中学校における義務教育の9年間は、人格を形成する上で大切な時期であることから、児童生徒が学力だけでなく、コミュニケーション能力や、多様な価値観、社会性、豊かな人間性などをバランスよく身に付けることが重要です。

学校の小規模化には、教員の目が一人ひとりに行き届きやすいなどの良い面がありますが、人間関係が固定しやすく、子ども同士の幅広い交流や多様な意見に触れる機会が少なくなるなどの様々な課題も指摘されています。

一方、学校教育施設については、厳しい財政状況の中で、老朽化対策、安全確保及び機能充実等を図るため、児童生徒数に合わせた施設の適正化など、効率的かつ効果的な維持管理が求められています。

さらに、単なる老朽化対策に留まらず、動きの速い社会変化に合わせて教育内容や方法等の改善や進歩を図る必要があり、時代にふさわしい教育環境の整備が求められています。また、児童生徒の発達や成長、児童生徒や学校教育をめぐる諸問題に十分に応えていくために、学校段階を超えた学校間の連携・協力や学校と地域の連携・協力が必要となっています。

それぞれの学校には、歴史的経緯と地域の皆様の思いがあり、子どもたちを通し、地域コミュニティの核として長年地域と多様な関わりを持ってきました。しかしながら、学校が小規模化していく中で、将来に向けて寒川町の学校教育を考えるとき、寒川町の子どもたちが等しくより良い条件で学び合うことができるための環境を整えることは、私たちに課せられた責務であり、そのためには保護者・地域・学校・行政が一体となって取り組む必要があります。

寒川町教育委員会は、これらの諸課題に対応するため、少子化の進展による将来的な児童生徒の減少に対応し、充実した教育環境を確保するため、2021年に「寒川町立小・中学校適正化等検討委員会」を設置し、町の学校教育がめざすべき方向性や、学校規模（学級数や学級人数）や学校配置（通学区域や通学手段）についての考え方、適正化の進め方等、幅広い観点で協議・検討が行われ、町教育委員会では、同検討委員会による提言の内容について審議し、ここに「寒川町立小・中学校適正化等基本方針」として策定したところであります。

2 寒川町立学校の現状と予測

(1) 児童生徒数の推移と今後の見込み

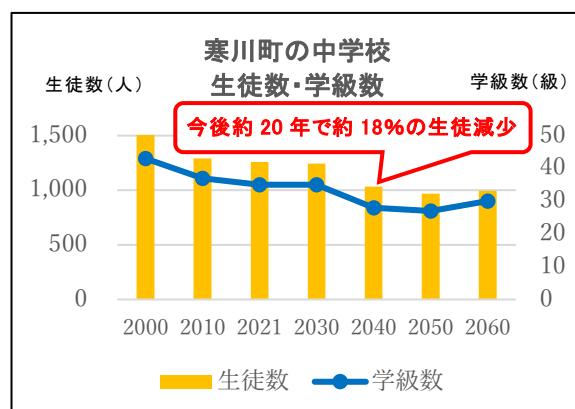
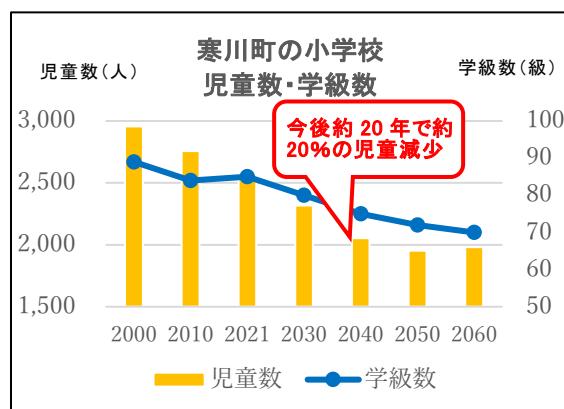
2021年度における町立小学校の児童数は2,576人で、今後の推計では、2024年度まではほぼ横ばいで推移しますが、2025年度から徐々に減少傾向に転じ、2040年度には2,053人（2021年度比約20%減少）に、2045年度には1,989人となって、2021年度現在と比較して587人（約23%）減少する見込みとなっています。

また、2021年度における町立中学校の生徒数は1,260人で、2031年度まではほぼ横ばいで推移しますが、2032年度から徐々に減少傾向に転じ、2040年度には1,033人（2021年度比約18%減少）に、2044年度には995人となって、2021年度現在と比較して265人（約21%）減少する見込みとなっています。

このように本町における児童生徒数を推計全体でみれば、児童数は2025年度から、生徒数は2032年度から減少傾向となります。さらに地域によって状況に相違が生じることが予測されます。

町立小・中学校児童生徒数推計結果 *「町総合計画2040基本構想による人口推計データ」より

年度 学校名	2000	2010	2021	2030	2040	2050	2060
寒川小学校	620	696	495	435	421	387	321
一之宮小学校	514	431	363	311	273	232	194
旭小学校	793	657	689	613	502	488	636
小谷小学校	494	463	462	449	404	386	378
南小学校	535	510	567	509	453	461	453
小学校計	2,956	2,757	2,576	2,317	2,053	1,954	1,982
寒川中学校	453	291	283	231	203	182	159
旭が丘中学校	590	542	598	589	479	442	509
寒川東中学校	527	459	379	424	351	344	328
中学校計	1,570	1,292	1,260	1,244	1,033	968	996
合計	4,526	4,049	3,836	3,561	3,086	2,922	2,978



(2) 学校規模（学級数〔通常級のみ〕）の状況

* 「町総合計画 2040 基本構想による人口推計データ」を基に作成

学校名 \ 年度	2000	2010	2021	2030	2040	2050	2060
寒川小学校	18	20	18	15	15	12	12
一之宮小学校	16	14	12	11	12	12	6
旭小学校	24	19	21	19	18	18	22
小谷小学校	14	14	16	17	12	12	12
南小学校	17	17	18	18	18	18	18
小学校計	89	84	85	80	75	72	70
寒川中学校	12	9	9	7	6	6	6
旭が丘中学校	16	15	15	16	13	12	15
寒川東中学校	15	13	11	12	9	9	9
中学校計	43	37	35	35	28	27	30
合計	132	121	120	115	103	99	100

(3) 学校教育施設の使用目標年数

本町の学校施設の老朽化の状況としては、町立小・中学校8校のうち、建築後50年を経過した校舎棟を保有する学校は3校、建築後40年では6校となっており、老朽化が著しい状況となっています。

多くの学校の校舎棟は、児童生徒の急増の際に増築されるなど、一体の建物であっても建築年次が異なっており、耐震補強済みの旧耐震基準の建物と新耐震基準の建物が混在している学校も数多く存在します。

今後、学校施設の老朽解消の対策として、改築や長寿命化改修といった再整備事業を計画的に進めていくことが必要となります。また、再整備事業の実施にあたっては、学校適正化における方針及び計画との整合を図りながら進めていく必要があります。

* 「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

施設名称	建物	構造	経過年数 2021年 4月1日現在	法定 耐用 年数	使用目 標年数 ※1	劣化度 ※2
寒川小学校	南棟	R C 造 3階建	52	47	60	低
	北棟	R C 造 3階建	46	47	60	低
	給食棟	R C 造 3階建	34	41	※3	低
	体育館	鉄骨造 2階建	51	34	60	低
一之宮小学校	南棟	R C 造 3階建	40	47	60	中
	北棟	R C 造 3階建	55	47	60	高
	給食棟	R C 造 3階建	42	41	※3	低
	体育館	鉄骨造 2階建	31	34	60	中
旭小学校	南棟A	R C 造 3階建	55	47	80	低
	南棟B	R C 造 3階建	51	47	80	高
	北棟	R C 造 3階建	45	47	80	低
	給食棟	鉄骨造 1階建	44	31	※3	低
	体育館	鉄骨造 2階建	30	34	60	低
小谷小学校	管理棟	R C 造 4階建	41	47	60	低
	教室棟	R C 造 4階建	41	47	60	低
	体育館	鉄骨造 2階建	41	34	60	低
南小学校	管理棟	R C 造 3階建	27	47	60	低
	教室棟	R C 造 3階建	27	47	60	中
	体育館	R C 造 3階建	27	47	60	低
寒川中学校	南棟	R C 造 4階建	42	47	60	中
	北棟	R C 造 4階建	43	47	60	低
	技術棟	R C 造 2階建	43	47	※4	高
	体育館	鉄骨造 2階建	22	34	60	低
旭が丘中学校	南棟A	R C 造 3階建	47	47	60	低
	南棟B	R C 造 3階建	40	47	80	中
	北棟	R C 造 4階建	49	47	60	中
	技術棟	鉄骨造 1階建	49	34	60	低
	体育館	鉄骨造 2階建	47	34	60	低
寒川東中学校	南棟	R C 造 5階建	32	47	60	中
	北棟	R C 造 3階建	32	47	60	高
	体育館	R C 造 3階建	32	47	60	低

※1 使用目標年数とは、「法定耐用年数（＝税法上の使用可能な見積期間）」とは異なり「今後施設を使用する期間を表す年数」のことで、建物ごとの建築後経過年数、建物の状態、構造により次のとおり定めることとします。

・鉄筋コンクリート造=60年から80年（鉄筋鉄骨造含む）

建物の状態により、60年から80年の間で設定します。圧縮強度調査結果により、「80年使用のために長寿命化対策を実施することが、経済合理性が高い場合は80年」、「経済合理性が低い場合は60年」と設定します。

・鉄骨造=40年から60年

鉄骨造の建物は、鉄筋コンクリート造の建物と診断箇所が異なり、主に「躯体である鉄骨の腐食状態」が年数を設定する上での判断材料となります。2017年度（平成29年度）に実施した目視・打診を中心とした公共建築物劣化診断調査において、鉄骨造の建物は劣化の進行が進んでいないため、腐食状態の診断は未実施です。そこで、本計画においては、使用目標年数を60年と設定し、今後の施設状態により詳細な診断を行った上で、本計画見直しの段階で使用目標年数も見直すこととします。

- ※2 2016年度に「寒川町公共施設等総合管理計画」を策定した後、個別施設の状態に応じた対応策を検討するにあたり、2017年度に公共建築物劣化診断調査を実施し、町保有の公共建築物に対して、専門家による「目視・打診・触視」調査を行い、建物ごとの劣化度を数値化しました。
- ※3 学校給食センターの整備が決定しているため、使用目標年数は設定ありません。
- ※4 生徒数減少により現在未使用であり、今後の学校再編の議論の中で解体時期も含めて検討します。

3 寒川町がめざす教育

(1) 本町教育の基本理念 *「第2次寒川町教育振興基本計画」より抜粋

「よく学び よく遊び よく生きる
～自立（豊かな自己を生涯にわたって育てるここと）と
共生（人と人とのつながりを育むこと）をめざして～」

昔から、「よく学び、よく遊べ」と言われます。この言葉は、教育の神髄をついた大変奥深い言葉です。教育の目的は、人格の完成です。その人格は、「学び」と「遊び」を通して形成されます。

子どもの教育においては、「学び」を通して知識や技能を獲得し、人間として必要な基礎的学力をしっかりと身につけていくことが大切です。また、学校は、自己的学びを仲間の学びと重ね合い、つなげ合いながら、共に、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育んでいく場所です。

「遊び」は、小学校の時期では、心と体の両面の成長にとって、たいへん有効です。遊ぶことを通して、ルールを作る必要、ルールを守る必要を学び、人間関係をつくり、高めていくことを学びます。また、「遊び」は、文化的活動、身体的活動でもありますから、確かな知恵、しなやかな体を育んでいきます。

中学生の時期では、「遊び」は、学級活動や行事、部活動に場を移し、友人たちとの葛藤を経ながらも、おおいなる感動体験、協同体験を蓄積させます。仲間とつながることが、生きる喜びに昇華し、達成感や成就感を蓄積させながら人生観、世界観を広げていきます。

一方、大人の「学び」は、仕事であります。仕事の充実は、生きがいそのものにつながり、自己を一層豊かにしていきます。一方、余暇の過ごし方の中で「遊び」

は非常に大切なものです。「遊び」を通して、芸術やスポーツなどに親しみ、人間の幅を広げたいものです。

仕事を引退したシニアの世代においては、「学び」＝「遊び」となるのではないでしょうか。「学び」が即「遊び」であるという張りのある生活を通して、人生をより充実したものにしていただきたいと思います。

「学び」と「遊び」の充実は、人と人のつながりを広げていくことにつながってこそ、意味があります。寒川町の教育では、「学び」と「遊び」の充実により、豊かな自己を生涯にわたって育てること(=自立)と人と人のつながりを育むこと(=共生)の双方が同時に高められることを「よく生きる」と、とらえています。

(2) めざす子ども像（さむかわっ子） *「寒川町教育振興基本計画」より抜粋

今日、国境を越えた人、もの、情報の移動が加速するとともに、人工知能（AI）やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。現在、学校で学んでいる子どもたちや、これから誕生する子どもたちが、成人して社会で活躍する頃には、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっていることが予想されています。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が、豊かな人生を生き抜くために必要な力を身に付け、活躍できるようにする上で、教育の力の果たす役割はますます大きくなっていると言えます。

このような時代にあって、子どもたちが将来、社会の変化に主体的に関わり、感性を豊かに働かせながら、目的を自ら考え、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようになることが重要です。こうした力は、学校教育が長年その育成をめざしてきた、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」であり、時代を超えて継続して育んでいかなければなりません。

併せて、学校教育にあっては、時代の変化に柔軟に対応していくこともまた、教育に課せられた課題です。急激に変化する社会の中にあって、これから社会の変化を展望しつつ、教育について絶えずその在り方を見直し、改めるべきは勇気を持って速やかに改め、将来子どもたちに必要な資質・能力を育んでいくことも大変重要なことです。このように、教育における「不易」と「流行」を十分に見極めつつ、子どもたちの教育を進めていく必要があります。

【不易】自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち

① 確かな学力を身につけた児童生徒の育成

将来どのような社会になっても自分の力で問題・課題を発見・解決していく力と学びへの意欲を高めます。

② 豊かな情操と道徳心を備えた児童生徒の育成

自他を尊重する心や物事に感動する心を育むとともに、規範意識や公共の精神を大切にする教育を進めます。

③ 心身共に健やかな児童生徒の育成

生活習慣や運動の習慣、生活の中での心の整え方など、生きる上で基盤となる健やかな心と体づくりを進めます。

【流行】予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち

④ 外国語による積極的コミュニケーション能力を身につけた児童生徒の育成

外国人指導者の充実により、質の高い外国語授業の展開と学校生活全般における外国語を使用する生活体験を創出します。

⑤ 情報活用能力等を身につけた児童生徒の育成

情報モラルを含む、コンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を収集・整理・比較・発信・伝達できる力を育む教育を進めます。

4 基本方針を策定する目的

本基本方針は、町立学校が将来、小規模化することに伴い発生する様々な課題を解消するとともに、本町がめざす教育の実現に向けた一方策として、学校の適正規模・配置等の基本的な考え方を示すものです。

併せて、今後取り組む学校適正化の具体的な計画づくりのための指針として策定します。

基本方針

I 基本理念

将来の寒川の子どもたちにとって、めざすべき望ましい教育環境づくりを行う。

2 適正な学校規模

(1) 基本的な考え方

学校は、児童生徒の確かな学力、豊かな心、そして健やかな体を育む教育の基盤となるものであり、子ども同士が豊かな人間関係を築き、社会性を身に付ける場でもあります。また、様々な形態による効果的な学習を行うことや、集団の相互作用による思考力・判断力・表現力の育成を図るためにも、活動に応じて少人数のグループから大きな集団まで、適切な規模の集団を組み、多様な教育活動を開拓する必要があります。そのため、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという学校の特質を踏まえ、小・中学校では、一定の児童生徒数が確保されていることが望ましいと考えられます。

学校が小規模になると、学習形態の多様さ、クラス替え、切磋琢磨する機会などが制限されることから、一定の規模を必要とし、さらに教育機会均等の視点からも、可能な限り学校規模を標準化する必要があります。

併せて、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、教室に空間的ゆとりを確保しつつ、一人ひとりに寄り添った指導やケアを提供できる教育環境を確保することが求められています。

そこで、これらを踏まえ、多様な教育活動を開拓しやすい学校規模を「適正規模」と定めることとします。さらに、国が示す適正規模・配置に関する考え方や、アンケート等で寄せられた保護者、地域住民、教職員の意見を参考にし、寒川町立学校適正化等検討委員会（以下「検討委員会」という。）における検討内容等を踏まえ、本町がめざす学校規模について、次のとおり整理します。

① 社会性等を育む視点

ア 児童生徒が幅広い人間関係の中での多様な経験を通して、互いの関係性の中で成長できる環境を整えるため、少なくともクラス替えができる学校規模とする。

イ 授業はもちろん、学校行事や部活動等の様々な教育活動で得られる達成感や社会性は人格形成にとって重要であることから、児童生徒のニーズに応じた多様な教育活動が可能となる学校規模とする。とくに、中学校においては、卒業後に様々な環境の下で新たな人間関係を築いていくことになり、より多くの人と関わることが重要であるため、将来そうした環境に円滑に適応できるよう、各学年の人数・学級数が小学校よりも多い方が望ましい。

② 指導体制を充実する視点

- ア 児童生徒の習熟度に応じたきめ細かな指導ができるように、教員同士が相互に十分な意見交換ができるなど、指導方法の工夫や改善に組織的に取り組むことができる教員数の配置が可能となる学校規模とする。
- イ 主に学級担任制^{*2}を行う小学校については、同学年の学級間で、教員同士が学習指導等について組織的に相談、研究、協力などができ、授業の質の確保ができるように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模を確保する。
- ウ 教科担任制^{*3}を行う中学校については、小規模（例. 各学年2学級で計6学級の学校）の学校の場合、規模に応じて教員配置数も少なくなることから、複数の教科を1名の教員で担当することや、教員免許を持たない教科を指導する「免許外指導」、1名の教員が全ての学年を指導することによる教材準備の負担増、受け持つ授業時間数が極端に多くなってしまう教員などが生じることにより、授業の質が相対的に低下する可能性がある。そのため、中学校については、各教科に常勤の教員を配置でき、かつ、授業時数の多い教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数教員の配置が可能^{*1}となる、少なくとも各学年3学級以上の学校規模とする。

*1 中学校における学校規模別教科ごとの教員配置数（例）

区分		国語	社会	数学	理科	技術	家庭	美術	音楽	保体	英語	合計
各学年 2学級 計6学級	教員数	1	1	2	2 ^{*5}		1	1	1	2	11	
	総時数 ※4	22	20	22	22+5		5+6.6	6.6	18	24	151.2	
各学年 3学級 計9学級	教員数	2	2	2	2	1	1	1	1	2	15	
	総時数	33	30	33	33	7.5	7.5	9.9	9.9	27	36	226.8

③ 学校を運営する視点

- ア 教員が児童生徒と向き合う時間をできる限り確保できるように、一定の教員数を確保し、校務を分担することで教員一人が担う負担を軽減するとともに、教員が出張や研修で学校を不在の場合でも、代わりの教員による授業が組みやすいように、少なくとも各学年2学級以上の学校規模とする。

*2 小学校において、学級担任が複数の教科を担当し、自己の担任する学級でのみ授業を行うこと

*3 内容が高度化・専門化する学習内容に対して、教科ごとに専門の教員が授業を行うこと

*4 各教科の全学級（3学年）の週あたりの授業時間数を合計した数値のこと

*5 理科の時数が1人の教員で担当するには多く、技術科担当教員の配置がないため、2人の理科教員が免許外指導として、技術科の授業も担当している。

(2) 町民・保護者・教職員対象アンケートからの主な意見

- ア 小学校については、幅広い人間関係づくりができるうことやクラス替えができるなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が9割程度を占める結果となりました。
- イ 中学校については、クラス替えができるなどを理由に、1学年あたりの学級数は「3学級から4学級」程度がよいとの回答が約7割を占める結果となりました。
- ウ 学校現場からは、各教員の校務を適切に分担でき、子どもたちと関わる時間が増えるよう、一定の学校規模による教員の人数を確保するべきとの意見が多く見られました。
- エ 学校全体としては、一定の規模が必要であるとの意見が多かった反面、学級規模については、教員の目が行き届き、きめ細かな指導ができるなどの理由から少人数が望ましいとの意見も寄せられました。

(3) 検討委員会からの主な意見（確認された事項）

- ア 2021年に策定された「寒川町公共施設再編計画」を踏まえて検討を行う。
- イ 子どもたちにとって望ましい教育環境という視点から検討を行う。
- ウ 教職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに目が行き届くようにする。

(4) 寒川町がめざす学校規模

学校教育法施行規則及び文部科学省作成の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を踏まえ、次のとおり本町における学校規模の基準を定めます。

- 小学校
　　クラス替えが可能となる各学年2学級以上
- 中学校
　　クラス替えが可能であり、かつ、免許外指導を生じさせることなく、国語・社会・数学・理科・英語に複数教員が配置できる各学年3学級以上

【参考】 標準学級数について】

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りではない」としています。（中学校については同法施行規則第79条で準用）

3 学校の適正化等を進めるにあたっての留意事項

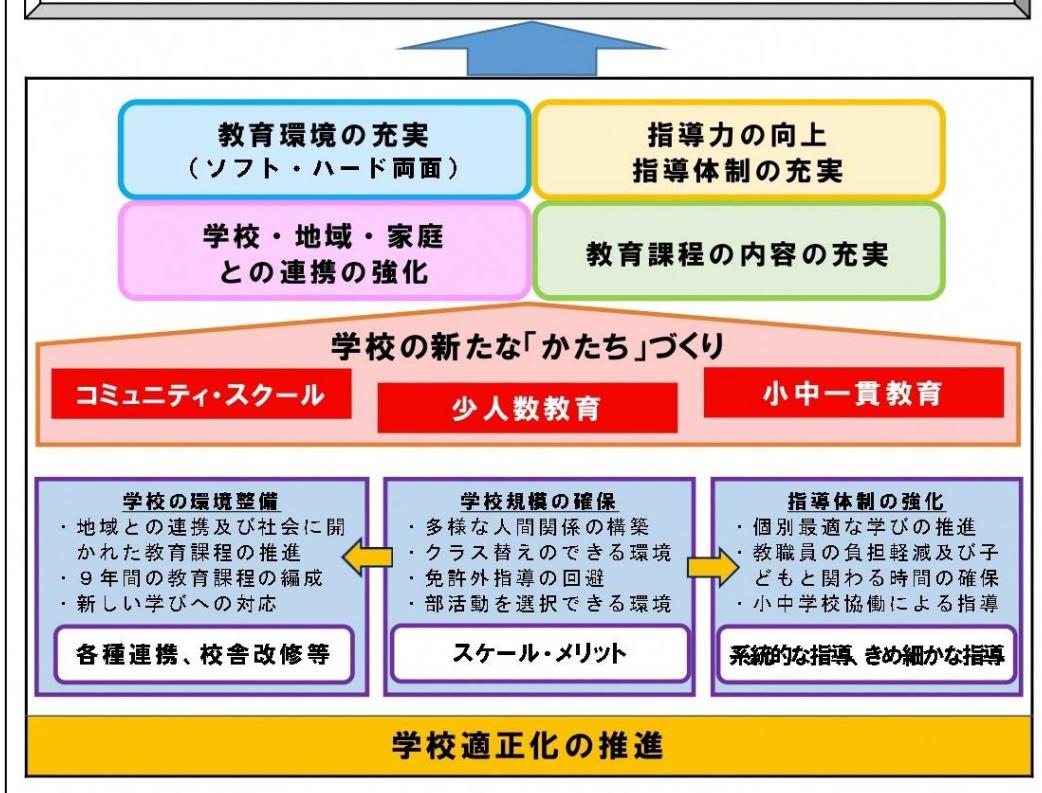
学校適正化等の検討においては、学校適正化後の将来ビジョンの共有が重要であり、適正化等の検討を契機とした魅力ある学校づくりにつなげていくという視点が大切です。そこで、魅力ある学校づくりに向けて、新しい時代への対応という視点から、今後さらに求められるであろう取組への考え方について、次のとおり構造図として整理するとともに、学校の適正化等を進めるにあたって6つの留意事項を示します。

寒川町における学校適正化に係る教育の在り方について

- 寒川町の教育は、「寒川町教育大綱」及び「寒川町教育振興基本計画」に基づき推進する。
- 学校の適正化は、「寒川町教育振興基本計画」等に掲げる教育目標を実現するための環境を備えた学校の新たな「かたち」づくりを行うものである。
- 本町教育の一層の充実を図るため、これまで取り組んできた小・中学校の連携を強化し、児童生徒の9年間の成長を支える「小中一貫教育」について検討する。
- 併せて、教職員の負担軽減、教職員が多様な子どもに関わる時間の確保及び個別最適な学びの推進に向けた指導体制の強化として、「少人数教育」について検討する。
- 加えて、令和5年度までに町内全校で取り組むことを目途に、順次導入を図っているコミュニティ・スクールを通じて、地域との連携・協力を発展させていく。

めざす子どもの姿「さむかわっ子」

- 自分の力で未来を切り拓いていけるよう、知（確かな学力）、徳（豊かな心）、体（健やかな心身）の調和のとれた生きる力を身につけた子どもたち
- 予測困難な時代にあって、情報技術の急速な進展に対応するとともに、多様化する世界を前に、互いの文化的違いや価値を受け入れ、尊重し、新たな関係性を創造することを目指す多文化共生社会の担い手となって、グローバル社会を生き抜く子どもたち



(1) 学校の新たな「かたち」づくり

学校の新たな「かたち」づくりとして、構造図として整理した3つの取組について検討すべきと考えました。

① コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民が学校運営に参画することを通じて、教職員と地域の人々が目標や課題を共有し、学校の教育方針や教育活動に地域のニーズを的確かつ機動的に反映させることを可能とするものであり、地域ならではの創意工夫を生かした特色ある学校づくりにつながるものです。

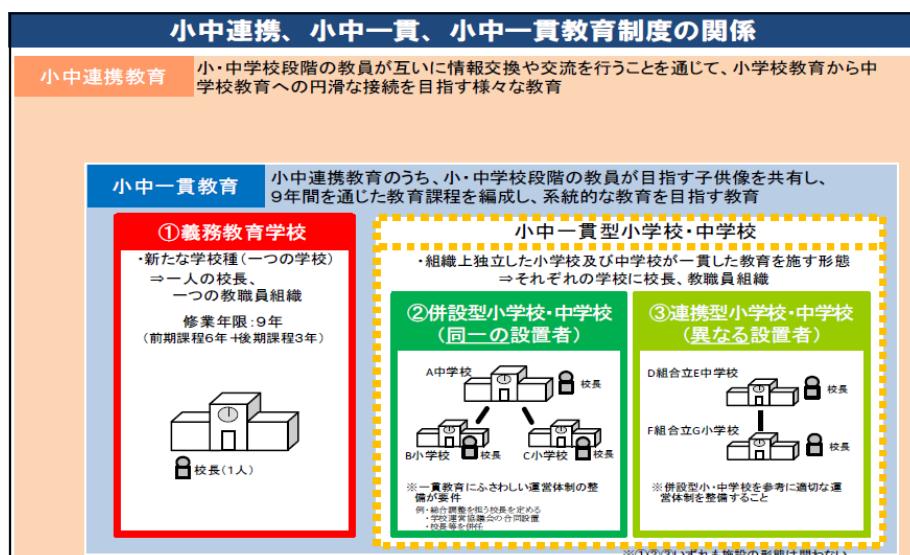
本町では、順次町立小・中学校にコミュニティ・スクールを導入し、保護者や地域住民の参画による学校運営の改善に取り組み、地域と学校のより密接な協働関係の構築を図っているところです。一方、「地域学校協働本部※6」の設置などの課題もあり、改善について関係部局と連携し検討していくことが大切です。

この仕組みの活用は、統合校を核として、旧通学地域の保護者や住民の間に新たな絆を作り、一体となって新しい学校を支える体制を構築したり、新たな地域づくりの推進につながったりする契機となり得ると考えます。

② 小中一貫教育

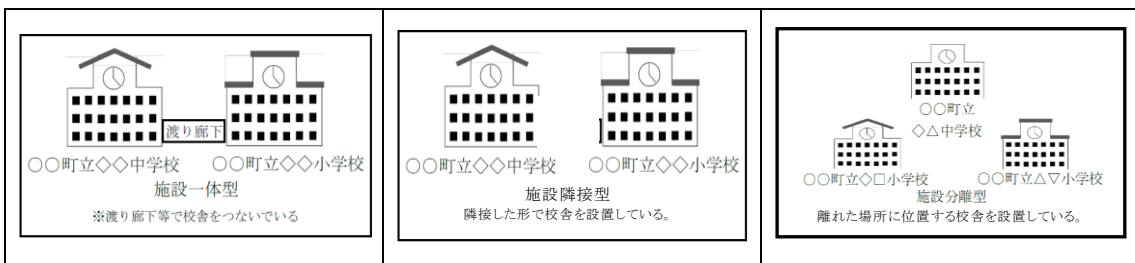
小中一貫教育は、学校現場の課題が多様化・複雑化する中、小・中学校間の環境変化によって不登校の増加などの課題が生じる、いわゆる「中1ギャップ」の解消や、義務教育9年間を通して、切れ目ない教育課程によって、より系統的な学習ができるよう、小・中学校がめざす子ども像を共有し、義務教育9年間を一貫した教育課程を編成することです。

また、小中一貫教育には、次のとおり様々な種類や施設形態があります。



※6 地域住民、団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動を推進する体制

*小中一貫教育校の施設形態



学校の適正化によって新たな学校がスタートすることを契機として、地域の未来を改めて展望し、保護者や地域住民のニーズを十分勘案した上で、新たな先進的なカリキュラムの編成に取り組むことも考えられます。

例えば、近年では、子どもの発達の早期化や、いわゆる中1ギャップへの効果的な対応、学習内容の高度化への対応、学校の社会性育成機能の強化といった観点から、「小中一貫教育」を導入する市町村が増えてきており、小・中学校間の円滑な接続とともに、義務教育9年間を通して、切れ目ない教育課程の編成によって、学習指導面、生徒指導面、教職員の意識改革面等で顕著な成果が報告されています。

隣接する小・中学校間で、子どもたちの学びや育ち、地域等の課題が解決され、より良い教育を実現させるための効果的な手段となることが期待される場合は、小中一貫教育の導入について検討します。

その際には、小中一貫教育の導入がどのような意義を持つのか十分な検討を行い、保護者や地域住民への理解を求めるとともに、小・中学校の教職員間で取組への共通認識が持てるよう、説明や協議等を行いながら進めることが大切です。

③ 少人数教育

今日、Society5.0時代の到来や子どもたちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編制の標準を段階的に35人に引き下げることとなりました。

また、本町の保護者・町民・教職員へのアンケートにおいては、全ての属性において、「教員の目が一人ひとりの児童生徒に行き届く」ことが望まれており、少人数の学級を編成するとともに、「クラス替えにより幅広い人間関係づくりができる」ように、子どもたちがある一定程度の規模の同世代の集団の中で多様な人間関係づくりや経験ができることが期待されていることが分かりました。

先行研究を踏まえた国の研究から、学力及び児童生徒指導面においても、少人数教育による一定の効果があることを確認しました。

公立中学校においては、学級編制の標準は40人のままであることから、少なくとも小学校同様の教育環境について検討をすることが必要であると言えます。

(2) 適正な配置バランス

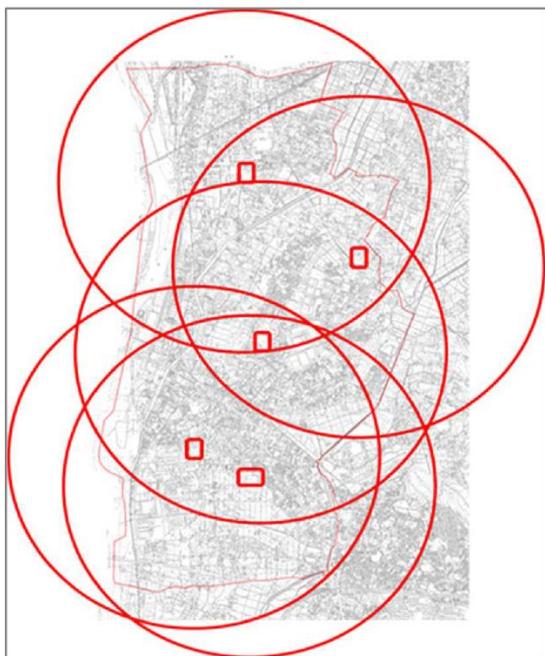
本町においては、既存の小・中学校について、国基準よりも通学しやすい条件（通学距離）にしても、なお 重複部分が生じる大変恵まれた状況にあります。

まず、「寒川町がめざす学校規模」を目安とし、学校適正化により、児童生徒の居住分布に応じたバランスの取れた学校配置をめざします。

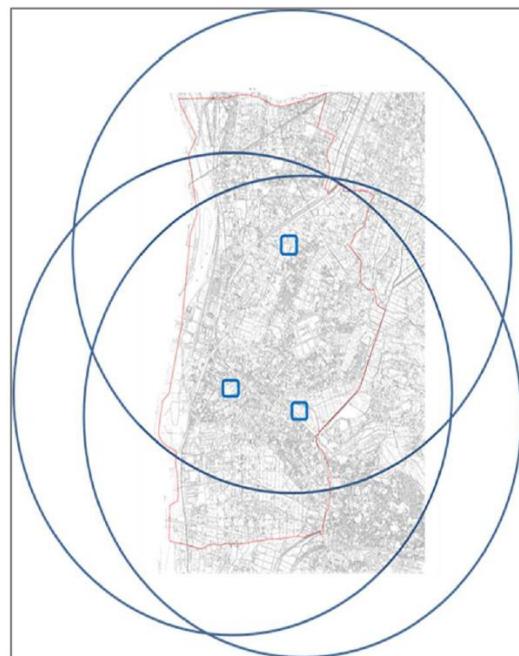
また、学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校適正化を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置等の決定にあたっては、可能なかぎり児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件が確保されるよう努めることが大切です。

小学校から半径2kmの円及び中学校から半径3kmの円 *「寒川町公共施設再編計画」より抜粋

【小学校（5校）】



【中学校（3校）】



(3) 通学時の安全等

通学時の安全確保や、通学に伴う児童生徒の体力的・精神的な負担を念頭に、通学距離及び通学手段を考慮した学校配置を進めます。

学校の適正配置を検討するにあたって、通学区域の見直しを進める上で、通学環境

の安全確保は大変重要な課題になります。現在、本町では、安全安心な通学路の確保に向けて、危険箇所について合同点検を実施し、庁内の関係部局と連携しながら対策を講じるなど様々な取組を行っています。

そのため、通学区域の見直しを行う際には、安全な通学路の設定と併せて、引き続き、通学路の安全点検、地域との連携による見守り活動の実施、子どもたちへの安全教育などの取組を総合的に実施し、安全安心な通学環境の整備をめざします。

本町では、その交通事情等の状況を踏まえると、安全上、自転車通学は困難であることから、徒步による通学を原則とします。

また、徒步での通学を前提とした上で、児童生徒の体力、生活に対する影響などを考慮した結果、望ましい通学距離は、国が示している基準の半分である、小学校では片道おおむね2km以内、中学校では片道おおむね3km以内と考え、この目安に基づく通学距離の実現をめざします。

【参考2 国の通学距離の考え方】

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条(適正な学校規模の条件)では、「通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。」として定めています。

また、文部科学省は「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、同法施行令に基づき通学条件を通学距離によって捉えることが一般的であること、通学距離の基準を定めている自治体もあるものの、そのほとんどが上記以内又はそれ以下の距離を基準として定めていること、小学校5年生と中学校2年生を対象に通学距離とストレスとの関係を調べた研究によると、上記以内の通学距離であればストレスが大幅に増加することが認められなかったことなどから、当該距離を基準とすることに妥当性があると示しています。

(4) 校舎の安全等

町の公共建築物の約6割が建築後30年以上経過して老朽化が進行し、小・中学校的校舎をはじめ、これから多くの施設で建替えなどの更新時期が一斉に到来します。学校の適正配置は、教育の機会均等とその水準の維持向上という観点から早急に取り組むべきですが、必要に応じて学校施設の改修工事が伴うことなどから、全校を一斉に実施することは現実的に困難です。

このため、児童生徒の生活の場でもある校舎の安全を第一に、老朽化対策などの整備が必要な学校を優先して検討します。

なお、学校適正化は、教育環境の充実を第一義として行うものであることから、学

校適正化後の学校における多様な学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要です。ポストコロナ時代において、子どもたちが共に学び、生活する学校施設という実空間の価値を捉え直す必要があります。児童生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能、社会性・人間性を育む社会的機能を有するなどの学校の持つ役割・在り方を再認識したところです。「未来思考」をもった上で、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」に向けて、今後の新しい時代の学び舎となることをめざすことが大切です。

(5) 児童生徒への配慮

学校適正化等を行う場合、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、児童生徒の不安等を可能なかぎり軽減するとともに、新たな学校生活に円滑に移行できるよう配慮することが大切です。

こうした問題がなるべく生じさせないための工夫を事前だけでなく、事後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて行うことも検討することが必要です。

(6) 地域への配慮

小・中学校は、児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域の避難所や交流の場として、さらには、小学校区が地域活動エリアと緊密に連動しているなど、様々な機能や地域とのつながりを併せ持っています。

また、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

さらに、本町が順次導入を図っているコミュニティ・スクール（学校運営協議会）では、学校と地域が一体となって地域の子どもたちを育み、「地域とともににある学校づくり」をめざしています。

これらのことから、学校の適正規模・適正配置を検討する際は、児童生徒の学習環境の改善の観点を中心に据えつつも、学校が教育施設としてだけではなく、地域において重要な役割を有していることを考慮して検討するとともに、地域住民と十分に意見交換し丁寧に進めることができます。

4 「(仮称) 寒川町立小・中学校再編計画」の策定

「寒川町公共施設再編計画」等の関係計画や町の上位計画との整合を図りながら、「寒川町がめざす望ましい教育環境づくり」に向けて、町立小・中学校の適正化等の全体像を示した上で、今後おおむね 40 年間に取り組む個別具体的な内容を明らかにするため、令和 3 年度に学識経験者や地域住民、保護者、学校関係者の代表等による検討

委員会を立ち上げ、学校適正規模・適正配置等に向けた取組として、本基本方針を策定するとともに、今後、本基本方針に基づいて、「(仮称) 寒川町立小・中学校再編計画」(以後、「再編計画」) を策定します。

なお、再編計画の策定にあたっては、施設の老朽化対策のほか、財政負担の軽減を図るための視点も含めて検討します。

また、学校施設においても公共施設の一部であることから、「寒川町公共施設等総合管理計画」及び「寒川町公共施設再編計画」における再整備の基本的な考え方に基づき、学校適正化により学校施設を再整備する際には、教育施設として必要な機能を備えることを優先し、教育環境に配慮した上で、他の公共施設との複合化の具体については、本基本方針を踏まえた計画策定後に検討することとします。

資料編

【資料 1】寒川町公共施設再編計画 概要版 [寒川町]

【資料 2】人口シミュレーション資料

[寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料]

【資料 3】公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～ ※一部抜粋

[文部科学省]

【資料 4】コミュニティ・スクール（学校運営協議会）について

[寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料]

【資料 5】少人数教育について [寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料]

【資料 6】小中一貫教育制度について

[寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料]

【資料 7】教育環境について [寒川町立小・中学校適正化等検討委員会資料]